

1. 事業所の概要

| | | | |
|-------|-------------------------|-----|--------------|
| 法人名 | 医療法人北寿会 | | |
| 代表者氏名 | 理事長 鈴木忠臣 | | |
| 所在地 | 〒364-0033 埼玉県北本市本町6-232 | | |
| 電話 | 048-592-0712 | FAX | 048-591-3035 |

2. サービス提供事業所の概要

| | | | |
|----------|--------------------------|-----|--------------|
| 施設名称 | 医療法人北寿会 介護老人保健施設いこいの家 | | |
| 代表者氏名 | 理事長 鈴木忠臣 | | |
| 所在地 | 〒364-0033 埼玉県北本市本町6-232 | | |
| 電話 | 048-592-0712 | FAX | 048-591-3035 |
| 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（埼玉県1155380019号） | | |

3. 事業の目的

当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

4. 運営方針

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の介護を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

5. 事業所概要

| | |
|------|---|
| 入所定員 | 97名 |
| 居室 | 4人部屋 23室 2人部屋 1室 1人部屋 3室 |
| 主な設備 | 食堂、機能訓練室、浴室（機械浴、一般浴）、診察室、談話コーナー、洗面所 トイレ（身障者用、一般） |

6. 介護老人保健施設いこいの家の職員体制

| 職 種 | 資 格 | 常 勤 | 非常勤 | 合 計 |
|---------|-------------|-----|-----|-----|
| 管理者(医師) | 医師 | 1名 | 0名 | 1名 |
| 医師 | 医師 | 1名 | 0名 | 1名 |
| 薬剤師 | 薬剤師 | 0名 | 1名 | 1名 |
| 看護職 | 正看護師・准看護師 | 5名 | 7名 | 12名 |
| 介護職 | 介護福祉士他 | 23名 | 10名 | 33名 |
| 支援相談員 | 社会福祉士・介護福祉士 | 3名 | 0名 | 3名 |
| 理学療法士 | 理学療法士 | 2名 | 3名 | 5名 |
| 作業療法士 | 作業療法士 | 1名 | 0名 | 1名 |
| 言語聴覚士 | 言語聴覚士 | 0名 | 1名 | 1名 |
| 管理栄養士 | 管理栄養士 | 2名 | 0名 | 2名 |
| 介護支援専門員 | 介護支援専門員 | 1名 | 0名 | 1名 |
| 事務長 | | 1名 | 0名 | 1名 |
| 事務員 | | 1名 | 0名 | 1名 |
| 合 計 | | 41名 | 22名 | 63名 |

7. ご利用料金

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 介護保険負担分は法令の通りとする。
- (2) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (3) 利用料として、食費・居住費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用
日用品費、教養娯楽費、理美容代、私物洗濯代、文書料、その他の費用等利用料を、別に定める
料金表により支払いを受ける。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は利用者に対し必要な措置を講じます。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応を必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
また、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡を行います。

9. 苦情処理体制

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

相談・苦情の窓口

介護老人保健施設 いこいの家

施設長 鈴木忠臣

電話 048-592-0712

施設担当者 支援相談員 横田かおる

電話 048-592-0712

・北本市役所高齢介護課介護保健担当

電話番号 048-591-1111

・吉見町役場 健康推進課 介護保険係

電話番号 0493-63-5013

・鴻巣市役所 介護保険課

電話番号 048-541-1321

・桶川市役所 介護保険課

電話番号 048-786-3211

・埼玉県国民健康保険団体連合会

電話番号 048-824-2568

10. 協力医療機関等

・協力医療機関

・名 称 北里大学メディカルセンター

・住 所 北本市荒井6丁目100番地

・協力歯科医療機関

・名 称 島田歯科医院

・住 所 北本市本町6丁目116番地

11.施設サービスの内容

当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の介護、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

12 非常災害対策

防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上

（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

非常災害用設備の使用方法の徹底……随時

13.施設の利用に当たっての留意事項

- ・ 面会は、午後1時45分より午後4時00分とする。
- ・ 消灯時間は、午後9時とする。
- ・ 外出・外泊は、事前に届け出をもらう。
- ・ 飲酒は原則禁止とする。
- ・ 設備・備品の利用は、施設に届け出をもらう。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、高価なもの、同室者に迷惑となる物は禁止とする。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、紛失や破損は責任を負いかねるので、自己管理できる範囲のみとする。
- ・ 外泊時に他医療機関を受診する場合は事前に施設に届け出る。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止とする。
- ・ 当施設内での他利用者への「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とする。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止とする。
- ・ 喫煙は館内禁煙とする。